2022.8.25 №412

おきがくろうニュース
沖縄学校事務労働組合

JimJim

自らの要求は自らの手で！
カンパ送付先
郵便振替 02090-0-2239
沖縄学校事務労働組合

連 絡 先
e-mail:
okigakurou2017@gmail.com
HP:okigakurou.web.fc2.com

任意加入団体と条例控除について

今回は筆者が直接経験した事例を、「他山の石」としてご紹介するところから始めてみます。本記事で後掲する沖縄県職員の給与条例3条の3(5)を根拠として、以前に県立学校の某事務長さんが「学校内互助会の会費も条例控除が可能である！」という発言をされていました。この発言は、当該行為を違法とする本組合への非難をも含意していました。

しかし、賢明な本記事の読者である学校事務職員のみなさんであれば、地公法42条を根拠に設立された沖縄県教職員互助会ならともかく、学校内互助会が「職員の福利厚生の増進を図るため、職員に対する給付事業及び福利厚生事業を行う団体」などではないことは先刻承知のことですね。学校内互助会は、あくまで私的な仲間内の親睦団体であり、組織として明確で詳細な規約を持たず、法令に則して公的に団体登録をしているわけでもないのですから当たり前です。

〇地方公務員法42条（厚生制度）
地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならない。

加えて、「同じ学校内の教職員の親睦を図るためだけの、単なる私的な仲間内の任意団体の会費に関する給与控除について、公的な議会が条例制定するわけがない！」という、当然の判断もされるはずです。「地方自治は民主主義の学校である」というよく知られた名言は、英国の政治家で学者でもあったジェイムズ・ブライス（1838-1922）によるものです。冒頭の事例から、議会の役割や公私の区別を学ぶ「民主主義の学校」にはいわゆる「卒業」がなく、常に「在学」し続けることの大切さが分かります。

さて、今回の記事では、学校関係の諸団体の仕分けがテーマです。諸団体の加入における任意・強制の違いや条例控除を法的な側面から見ていき、学校事務職員の業務に絡めながら、諸団体との適切でより良い関係性を一緒に考えていきましょう。

＊＊＊ １ 任意加入団体 ＊＊＊

（１）代表的な７つの団体

①沖教済（(一社)沖縄県教職員共済会）
②日教弘（(公財)日本教育公務員弘済会沖縄支部）
③教職員共済（教職員共済生協沖縄県事業所）
④学校生協（沖縄県学校生活協同組合）
⑤互助会（沖縄県教職員互助会）
⑥PTA（父母と教師の会）
⑦学校内互助会（親睦団体）

上記7つの団体は、全て任意加入団体です。職員本人の意思により、入退会も自由なわけですから、これら団体の各種事務は、学校事務職員の業務では全くありません。しかし、給付等の手続きを学校事務職員に丸投げし、各団体へ送付する請求書等の郵送に公費で購入した切手を使用する事例が、残念ながらいまだに一部の学校で見られるようです。これらの事務手続きを各団体の会員に代わって処理することは、彼らに感謝されるどころか「これらの手続きはやっぱり学校事務職員の仕事なのだ」という愚かな誤解を今後も温存させてしまいます。ぜひとも毅然とした態度でキッパリと断りましょう！

（２）条例控除の対象（外）について

次に、7つの団体の掛金（保険料）や会費に注目し、条例控除の観点からも見てみましょう。ご存じのとおり、地公法25条2項により、職員の給与は直接全額払いが原則です。

〇地方公務員法25条（給与に関する条例及び給与の支給）2項　職員の給与は、法律又は条例により特に認められた場合を除き、通貨で、直接職員に、その全額を支払わなければならない。

条例控除とは、給与の直接全額払い原則の例外である「条例により特に認められた場合」にあたり、

その具体的な条例とは、沖縄県職員の給与条例3条の3になります。ちなみに、法定控除も地公法25条2項を根拠とした例外であり、代表的な項目には、保険料（健康、介護、厚生年金、雇用）と税金（所得、住民）があります。

○沖縄県職員の給与に関する条例3条の3（給与からの控除）給与の支給に際しては、その給与から次の各号に掲げるものの額に相当する額を控除することができる。

（2）次に掲げる団体が取り扱う共済の共済掛金及び保険の保険料

ア（①沖教済）、イ（②日教弘）、エ（③教職員共済・④学校生協）

（5）職員の福利厚生の増進を図るため、職員に対する給付事業及び福利厚生事業を行う団体であつて、職員であることを当該団体の会員の資格とするものの会費（⑤互助会）

上記の沖縄県職員の給与条例3条の3に、⑥PTAと⑦学校内互助会の会費を、給与から控除可能とする文言は全く存在しません。よって両会費を給与から控除することは、地公法25条2項が規定する直接全額払いの原則に反した違法行為となるわけです。

このように、厳密に給与を直接払い等で保護するのは「本人以外の者が不当に労働者の賃金を搾取することを防ぐため」であり、この原則は、組合ならずとも労働者として当然守っていかなければならないことです。だからこそ、法定外控除を許さない主張は、沖学労設立以来の立場でもあります。

＊＊＊ 2 強制加入団体 ＊＊＊

（1）公共沖（公立学校共済組合沖縄支部）

地方公務員かつ公立学校職員にとって、強制加入団体の代表格は公共沖であり、強制加入の法的根拠としては、地共済法39条1項が挙げられます。

○地方公務員等共済組合法39条（組合員の資格の得喪）職員となつた者は、その職員となつた日から、それぞれ第三条第一項各号又は第二項に規定する組合の組合員の資格を取得する。

地共済法39条1項の「職員」とは、同法2条1項1号により「常時勤務に服することを要する地方公務員」と定められており、「第三条第一項各号」の中に、公共沖が設けられているというわけです。

○地方公務員等共済組合法3条（設立）

次の各号に掲げる職員の区分に従い、当該各号に掲げる職員をもつて組織する当該各号の地方公務員共済組合（中略）を設ける。

二 公立学校の職員並びに都道府県教育委員会及びその所管に属する教育機関（公立学校を除く。）の職員　公立学校共済組合

（2）公務としての公共沖

共済組合の財源は、組合員の掛金（保険料）と、任命権者である地方公共団体の負担金とで賄われています。後者による負担金の根拠は、地公法43条及び地共済法1条2項です。だからこそ公共沖支部長が沖縄県教育長でもあるというわけです。そのために公共沖に関する手続きは公務となり、県教育庁総務課の分掌事務としても掲げられています。

○地方公務員法43条（共済制度）

職員の病気、負傷、出産、休業、災害、退職、障害若しくは死亡又はその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡若しくは災害に関して適切な給付を行うための相互救済を目的とする共済制度が、実施されなければならない。

○地方公務員等共済組合法1条（目的）2項

国及び地方公共団体は、前項の共済組合の健全な運営と発達が図られるように、必要な配慮を加えるものとする。

○沖縄県教育庁組織規則4条（総務課の分掌事務）

総務課の分掌事務は、次のとおりとする。

（31）公立学校共済組合に関すること。

正規の勤務時間中に処理する分掌は、公務のみで構成されているべきですから当然ですね。

ちなみに、本組合が主張する「私務に過ぎない校納金事務（私費会計）は学校事務職員の分掌とすべき公務ではない！」との結論は、その反対解釈によっても導けるというわけです。

これからも私たち沖学労は、遵法精神を大切にしながら、楽しく活動をしていきます！